

第16回高山市農業委員会議事録

会議の日時 平成27年10月6日(火) 午後1時30分より

会議の場所 高山市役所 地下 大会議室

会議に附した議案題目

- | | | |
|-------|-------|---|
| 日程第 1 | | 議事録署名者の指名について |
| 日程第 2 | | 会期の決定について |
| 日程第 3 | 報第31号 | 農業生産法人の報告等について |
| 日程第 4 | 報第32号 | 農地法の規定に基づく許可処分の取下げについて |
| 日程第 5 | 議第92号 | 農地法第3条の規定による権利移動の許可について |
| 日程第 6 | 議第93号 | 農地法第4条の規定による使用目的変更の許可申請に意見を付する件について |
| 日程第 7 | 議第94号 | 農地法第5条の規定による権利移動の上使用目的変更の許可申請に意見を付する件について |
| 日程第 8 | 議第95号 | 農地転用許可後の事業計画変更の承認申請に意見を付する件について |
| 日程第 9 | 議第96号 | 農用地利用集積計画の決定について |

○本日会議に出席した委員（議席順）

空野光治、丸山齊、藤井和豊、大森治良、谷口忠幸、鴻巣明久、清水直喜、
本林正樹、下田正克、下田初秋、平岡誠治、橋場茂子、杉本彰信
伊藤善明、小林達樹、蓑谷良孝、長瀬正隆、西嶋徳明、田中正躬、西本壽吉、
岩村聡、平田秀男、加藤貢、田村信彦、岩本洋子 天野克宏、増田勝、
反中正志 渡邊甚一、向田誠、加藤正雄、森山護

○本日会議に欠席した委員

田中利博、野村光吉、車戸明良、中田一彦

○本日会議に出席した職員等

飛騨農林事務所農業普及課 井之本浩美
畜産課長 丸山浩一
農地相談員 松山孝平

○本日会議に欠席した職員等

林務課長 藤下定幸

○本日会議に出席した事務局職員

事務局長 伏見七夫
事務局次長 林篤志
振興主事 中田義博
農地主事 前坂幸寛
書記 山内一弘、脇坂光生、橋本哲夫、武川尚、清水一徳、平野善浩、
下畑守生、尾前隆治、松田俊彦、船坂康博、池田正人、

○本日会議に欠席した事務局職員

職務代理

ただいまより第16回高山市農業委員会を開催いたします。

本日は、10番 田中利博委員、14番 野村委員、22番 車戸委員、32番 中田委員から欠席報告がありました。よって、現在の本出席委員は、36名中32名であり過半数に達しているため、農業委員会等に関する法律第21条第3項の規定により総会は成立しますことをご報告いたします。

続きまして、議長より挨拶を願います。

議長

ご苦労さまでございます。

このところの天候に恵まれて、各地で稲の刈り取りが進んでおりまして、最初は遅れていたようですが、今、終盤になってきたかなという景色でございます。聞いた話では、だいたい平年並み程度の作況でカメ虫等の被害も聞いておりませんので、良い年かなと思っております。先般、JAより案内がありましたように、ひだコシヒカリにおいては概算金が上がったという事で良い秋になるかなと思っております。

先般、農業新聞に今の改正農業委員会法が載っており政令省令案というのが出ております。その中で一番身近な事となりますと定数の問題がありまして、当初は半分という案があり、高山の場合ですと30人から15人になるので、これはちょっと大変だなと思っておりました。選任委員も含めた人数で半数19人という数字がございます。その他では、北海道のように広い耕地面積や、農業者の多い所は、上の人数設定になっております。岐阜県では43委員会の中で3つが少ない人数の委員会で、あとは最高ですのでこれ以下を選定する場合があります。岐阜市や高山市の場合は19人になってゆく方向で、事務局においては、来年中にはお願いしたいと思っておりますが、その細かな内容を決めて頂いて、当然皆様方からのご意見を頂きながら地区割りがいいのか、どうゆう分け方がよいのか、地区の代表という形を取らなければいけないので来年度の課題と思っております。その他細かな改正で、農地推進委員というものが100haに1人の割合です。当市においては40人前後の推進委員を決めて行く事が来年の仕事となっていくと思っております。

本日も通常通り議案があがっております。よろしくお願ひ致します。

職務代理

ありがとうございました。
それでは日程に従いまいまから議事に移ります。
進行は議長が務めます。

議長

議事前に農業委員会憲章の朗唱をお願いします。

(憲章朗唱)

議長

日程第1 議事録署名者の指名について を議題といたします。
議事録署名者の指名については、議長指名で異議ございませんか。

(異議なし)

議長

異議がありませんので、指名をさせていただきます。
議席番号 33番 渡邊 甚一 委員と、34番 向田 誠
委員を指名しますのでお願いします。

議長

日程第2 会期の決定について を議題といたします。
会期は本日1日といたしたいと存じますが、異議ございませんか。

(異議なし)

議長

異議なしと認めまして、会期は本日1日と決定いたします。

それでは議事に移ります。

日程第3 報第31号 農業生産法人の報告等について を議
題とします。

事務局の説明を願います。

前坂農地
主 事

それでは、農業生産法人報告提出状況について報告いたします。
今回は47法人のうち1法人についての報告となります。
農業生産法人につきましては、4つの要件がございまして、①
法人形態②事業要件③構成員要件④役員要件について、報告を受

けた資料により総合的に確認しております。

1 番 清見町三ツ谷にあります有限会社は認定農業者であり、経営面積は全て田であり 2.6ha を経営耕作しております。経営内容につきましては肉用牛肥育、467 頭を飼育しております。その他に水稻を栽培しております。

以上、1 件について報告いたします。

議長 以上、報告のとおり確認しました。
続きまして、日程第 4 報第 3 2 号 農地法の規定に基づく許可処分 of 取り下げについて を議題とします。
事務局の説明をお願いします。

池田書記 今回は、許可申請の取り下げ 1 件の報告となります。
先月 9 月の委員会で、下林町地内におきまして、農地嵩上げの一時転用として上程された案件です。申請地については、売却することとなったためこの申請を取り下げるものです。
なお、この農地については今回 5 条 1 番にて申請が再提出されておりますので、後程ご審議いただくこととなります。よろしくお願ひします。

以上 1 件の報告をさせていただきます。

議長 以上、報告のとおり確認しました。
続きまして、日程第 5 議第 9 2 号 農地法第 3 条の規定による権利移動の許可について を議題とします。
事務局の説明をお願いします。

池田書記 本日上程しました案件につきましては、農地法第 3 条第 2 項の各号には該当していないことを事前に審査しており、許可要件を満たしております。また、受人の耕作面積並びに農業従事者についても申請書記載内容を確認しておりますので予め報告いたします。
今回は、1 4 件の上程となります。

1 番は、三福寺町・日の出町地内の案件です。畑 2 筆 2 3 1 m²を贈与します。受人の耕作面積は20,091 m²、作付けについては露地野菜の予定です。

2 番から5 番までの4 件は、新規就農に係る賃貸借設定になります。

2 番は、松之木町・丹生川町坊方の案件です。畑 2 筆 8 6 0 m² を賃貸借契約します。作付けについては露地野菜の予定です。

3 番は、丹生川町町方の案件になります。田 2 筆 3, 5 2 9 を賃貸借契約します。作付は水稻の予定です。

4 番は、丹生川町町方の案件です。田 1 筆 1, 8 3 5 m²を賃貸借契約します。作付は水稻の予定です。

5 番は、丹生川町町方の案件です。畑 1 筆 3 0 0 m²を賃貸借契約します。作付けについては露地野菜の予定です。受人については、現状の経営面積は0 ですが、長年、実家の農作業に携わり経験を積んでみえます。

6 番は、丹生川町町方地内の案件になります。田 1 筆 1, 4 5 7 m²を親族間で贈与するものです。作付けについてはハウレンソウの予定です。

7 番から1 3 番までの7 件については関連して説明いたします。いずれも久々野町大西の案件となります。7 件については、農事組合法人「ひまわり農園」の清算に向けて、組合員個々の農地面積を調整するため申請されたものです。面積調整のうえ、最低経営面積3,000 m²についても問題ありません。

7 番は、畑 1 筆の一部 1 3 2 m²を取得するものです。作付けについては露地野菜の予定です。

8 番は、畑 1 筆の一部 1 9 6 m²を取得するものです。作付けについては、露地野菜の予定です。

9 番は、畑 1 筆の一部 3 0 5 m²を取得するものです。作付予定は、露地野菜の予定です。

1 0 番は、畑 1 筆の一部 7 7 1 m²を取得するものです。作付けについてはかぼちゃを予定しています。

1 1 番は、畑 1 筆の一部 8 6 5 m²を取得するものです。作付けについてはかぼちゃを予定しています。

1 2 番は、畑 1 筆の一部 4 3 3 m²を取得するものです。作

付けについてはかぼちやを予定しています。

13番は、畑 1筆の一部 650㎡を取得するものです。作付予定は、露地野菜の予定です。

14番は、国府町宮地地内の案件になります。田畑 3筆 954㎡を取得するものです。受人の耕作面積は、11,782㎡で、作付については水稲、露地野菜の予定であります。

以上、14件、田畑等 19筆で合計 12,518㎡についてご審議をお願いいたします。

清水書記 7番から13番までの久々野町大西の案件について補足説明。

議長 ただいまの件についてご意見ございませんか。

(意見なし)

議長 ご意見がありませんので異議なしと認め、農地法第3条の規定による権利移動の許可については許可することと決定いたします。

続きまして、日程第6 議第93号 農地法第4条の規定による使用目的変更の許可申請に意見を付する件について を議題とします。

事務局の説明を願います。

池田書記 最初に、農地区分は10ha以上の集団農地を第1種農地、市街地区域内の用途指定区域を第3種農地、また市街地区域内にある第3種農地には該当しないもの及び市街地近郊農地を第2種農地と判断し、上程にあたっては農地転用許可基準に基づき、立地基準・一般基準に照合しつつ事前審査し確認しておりますので予め報告をいたします。

今回は、9件の上程となります。

1番は、江名子町の案件です。畑 2筆 446㎡について、個人住宅に転用する申請です。

2番は、三福寺町の案件です。田 1筆 45㎡について、道路に転用する申請です。既転用のため、追認を求めるものです。

3番は、上岡本町1丁目地内の案件です。畑 1筆 971㎡を山林とする申請です。既転用のため、追認を求めるものです。

4番は、石浦町2丁目地内の案件です。田 1筆 367㎡を農家住宅に転用する申請です。

5番は、石浦町7丁目地内の案件です。畑 1筆 1.66㎡を農機具置場とする申請です。

6番は、丹生川町町方の案件です。田 1筆 498㎡を農家住宅、作業所に転用する申請です。既転用のため追認を求めるものです。

7番は、久々野町無数河地内の案件です。田畑 3筆 1,069㎡を住宅、作業所、山林にするための転用申請です。既転用のため追認を求めるものです。

8番は、国府町名張地内の案件です。田 2筆 228㎡を農家住宅にするための転用申請です。許可不要の農業用倉庫がありましたが、今回併せて整理されます。

9番は、国府町木曾垣内地内の案件です。田 1筆の一部 172㎡を太陽光発電施設にするための転用申請です。法面ですが、農地のため既転用として、追認を求めるものです。

以上、9件、田7筆 畑6筆で 計 3,797.66㎡についてご審議をお願いいたします。

議長 ただいまの件についてご意見ございませんか。

(意見なし)

議長 ご意見がありませんので異議なしと認め、農地法第4条の規定による使用目的変更の許可申請に意見を付する件については許可相当として意見を付することに決定いたします。

続きまして、日程第7 議第94号 農地法第5条の規定による権利移動の上使用目的変更の許可申請に意見を付する件について を議題とします。

なお、委員関連案件（議長）がございませぬ、審議に参加できませんので議長を職務代理に変わります。

職務代理 1番のみ事務局の説明を願います。

池田書記	<p>当5条においても許可の立地基準・一般基準に照合しつつ、いずれも農振外または除外手続き中であることを確認しておりますので報告いたします。</p> <p>本日は14件の上程です。</p> <p>なお、委員案件が1番にありますのでよろしくお願いします。</p> <p>1番は、下林町の案件です。田 1筆 356㎡について、資材置場に転用する申請です。</p> <p>以上、1件についてご審議をお願いします。</p>
職務代理	<p>ただいまの件についてご意見ございませんか。</p> <p>(意見なし)</p>
職務代理	<p>異議なしとみとめます、これより議長にかわります。</p>
議長	<p>2番からの説明を願います。</p>
池田書記	<p>2番は、千島町の案件です。田 2筆 335.38㎡について、個人住宅に転用するものです。</p> <p>3番は、岡本町2丁目の案件です。田 2筆 159㎡について、保育園の駐車場に転用する申請です。</p> <p>4番は、山田町の案件です。田 1筆 120㎡について、駐車場に転用する申請です。既転用のため、追認案件です。</p> <p>5番は、松之木町の案件です。畑 1筆 66㎡について、駐車場に転用する申請です。</p> <p>6番は、漆垣内町の案件です。田 1筆 627㎡を、駐車場に転用する申請です。既転用のため追認を求めるものです。</p> <p>7番は、岩井町の案件です。田 1筆 1,553㎡を資材置場に転用する申請です。既転用のため追認を求めるものです。</p> <p>8番は、清見町巢野俣の案件です。田 1筆 1,311㎡について災害復旧工事のための事務所等として一時転用の申請するものです。期間は、許可から6か月間の予定です。</p> <p>9番は、荘川町新湊の案件です。田 1筆 62㎡について、</p>

個人住宅に転用する申請です。既に転用されており、追認を求めるものです。

10番は、朝日町西洞の案件です。畑 1筆 261㎡について、植林する申請ですが、既に山林化しており、隣接する山林と一体となっています。

11番は、高根町上ヶ洞の案件です。畑 1筆 99㎡について、給油所に転用する申請です。

12番は、国府町名張の案件です。畑 1筆 264㎡について、個人住宅の庭等に転用する申請です。既に転用されており、追認を求めるものです。

13・14番は、国府町宮地の案件です。13番は、畑 1筆 75㎡を、駐車場に転用し、14番は、畑1筆 290㎡を車庫に転用する申請です。

以上、2番から13件、田畑15筆、5, 222. 38㎡についてご審議をお願いいたします。

議長 ただいまの件についてご意見ございませんか。

(意見なし)

議長 ご意見等もございませんので、異議なしと認めまして、農地法第5条の規定による権利移動の上使用目的変更の許可申請に意見を付する件については許可相当として意見を付することに決定いたします。

続きまして、日程第8 議第95号 農地転用許可後の事業計画変更の承認申請に意見を付する件について を議題とします。

事務局の説明を願います。

池田書記 今回は、2件の上程となります。変更点に下線を追加しています。

1番は、松之木町の案件になります。変更申請については、事業者及び目的の変更です。当初、申請者が許可を受けましたが、不要となったため、隣接する自動車販売業者が引き継ぎ駐車場とするため、事業主と目的の変更申請となりました。

2番は、漆垣内町の案件になります。変更申請については、目

的の変更です。申請者の建売住宅については、当面需要がなく不要となったため資材置場とする、目的の変更です。

以上2件について、ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長 ただいまの説明の件に対し、ご意見等ございませんか。

(意見なし)

議長 ご意見等もございませんので、異議なしと認めまして、農地転用許可後の事業計画変更の承認申請に意見を付する件については、許可相当として意見を付することに決定いたします。

続きまして、日程第9 議第96号 農用地利用集積計画の決定について を議題といたします。

事務局の説明を願います。

船坂書記 本日は2件の利用権設定と2件の所有権移転合わせて4件ついでの上程です。なお、当申請については農業経営基盤強化促進法第18条第3項による要件に該当しております。

1番について、認定農業者である借人は水稻、露地野菜（ニンニク）の経営をしており、田4筆4, 313㎡を新規8年の賃貸借権を設定し、水稻を生産するものです。

2番について、農業生産法人で認定農業者である借人は水稻、露地野菜の経営をしており、田1筆699㎡を新規10年の賃貸借権を設定し、水稻を生産するものです。

3番について、農業生産法人で認定農業者である買い手は肉用牛（一貫750頭）の経営をしており、農振農用地区域内の田2筆3, 289㎡および原野1筆164㎡を取得し、牧草地として利用するものです。

4番について、農業生産法人で認定農業者である買い手は施設園芸（ほうれん草、菌床椎茸）、肉用牛（繁殖200頭）の経営をしており、農振農用地区域内の畑1筆937㎡を取得し、施設園芸として利用するものです。

以上、4件につきましてご審議をお願いいたします。

議長 ただいま説明の件に対し、ご意見等ございませんか。

(異議なし)

議長 意見がございませんので、異議なしと認めまして、農用地利用集積計画の決定については、承認といたします。

以上で本日予定していました議事は終わりましたが、その他ご意見等ございませんか。

(発言なし)

それではこれをもちまして、第16回高山市農業委員会を閉会いたします。ありがとうございました。

午後2時30分 終了

議 事 録 署 名 者

本林 正樹 議長

渡邊 甚一 委員

向田 誠 委員
